

「実務経験証明書」の記載方法

- 選任する技術管理者が必要な実務経験を有していることの証明は、「実務経験証明書」の書面により、その証明を行ってください。
- 「実務経験証明書」の記載方法は、次の①～⑥のとおりです。

①「実務の経験」

解体工事に関する技術上の経験をいいます。つまり、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事の施工に携わった経験のことです。また、解体工事に関する技術を習得するための見習いにおける技術的経験も含まれます。ただし、解体工事の現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は、実務の経験とはなりません。

②「証明者」の欄

技術管理者の実務経験を証明する者の氏名を記入します。原則として技術管理者の使用者となります。使用者の証明を得ることができない理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄に、その理由を記載して、技術管理者の実務経験を証明できる使用者以外の者（例えば、当時の上司）の証明とすることができま

す。

③「技術管理者の氏名」「生年月日」の欄

証明を得ようとする技術管理者の氏名と生年月日を記入します。

④「使用者の商号又は名称」の欄

証明を得ようとする技術管理者が実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記入します。

⑤「使用されていた期間」の欄

「使用者の商号又は名称」の欄に記載した使用者に雇用されていた期間を記入します。

⑥「職名」の欄

「実務経験の内容」の欄に記載した解体工事に関する実務の経験を有したときの職名（工事主任、現場代理人、〇〇工事長等）を記入します。職名がなかった場合は、「現場作業員」等と記載してください。

⑦「実務経験の内容」と「実務経験年数」の欄

これらの欄には、「職名」に記入した職に従事した期間内において、解体工事に係る実務経験の内容と経験年数を、具体的に記入します。

基本的には、解体工事の1件ごとの工期を積み上げた期間の合計が実務経験年数となります。ただし、これらを1件ごとに記入すると膨大な件数(量)になることから、1年を通してある程度継続的に解体工事に従事していた場合は、1年分を1行にまとめて記入して構いません。その場合は、1行ごとに、その1年間の間に施工した代表的な解体工事を記入し、その他の工事については「他〇件」と省略して記入します。なお、工事名(〇〇ビル解体工事、△△邸解体工事)やどのような種類の構造物(SRC 構造物、木造構造物等)の解体であったのかが明らかになるように記入します。

例)「実務経験8年以上」を証明する場合は、8行以上記入する必要があります。

所定の用紙に記入しきれない場合は、用紙を追加して必要となる年数分を記入してください。

注) 実務経験として算入できるものは、建設業許可又は解体工事業登録を受けたうえで請け負った解体工事の経験に限ります。

その点は、別途確認を求めることがあります。(確認できない場合、実務経験として認められない場合がありますので、申請に当たってはご注意ください。)

「合計」の欄は、「実務経験年数」の欄を合計した年数を記入します。ただし、経験期間が重複するものがある場合には、二重に計算しないように注意します。

⑧「使用者の証明を得ることができない場合」の欄

「使用者の商号又は名称」の欄に記入された者と、「証明者」の欄に記入された者が異なる場合に記入します。この場合、「その理由」の欄には、「会社解散のため」「事業主死亡のため」等の理由を記入します。

⑩「証明者と被証明者の関係」の欄

証明者から見た被証明者(技術管理者)との関係を記入します。具体的には、役員、社員、従業員等と記入します。

⑪ 必要とする実務経験年数の期間に使用者が複数ある場合は、それぞれ証明者ごとに実務経験証明書を作成します。

○この証明書は、実務経験を証明する書面なので、各学校の卒業証明書等（各学校の土木工学等と修めた者）、各資格等の合格証明書等（登録証、免状等）を添付する必要があります。